

○県立学校における児童生徒等に感染等が発生した場合の対応（補足）

- (1) 感染が判明した場合、保健所等と相談の上、濃厚接触者や感染経路の確認、校内の消毒が終了するまで、一旦学校の臨時休業を行う。週休日であった場合は、部活動も中止する。

濃厚接触者は保健所により特定されるが、以下の場合等が考えられる。

- 学級では、マスクを外して昼食を食べたり、体育時、熱中症の疑いや息苦しさを感ずる場面ではマスクを外すことが考えられるため、同じ学級の児童生徒はすべて濃厚接触者と考えられる。
- 同じ部活動、一緒に登下校する児童生徒はマスクを外す場面での接触の可能性が有ることから活動、行動を共にしたものはすべて濃厚接触者と考えられる。
- 当該学級担任、授業担当者は机間指導等することから、すべて濃厚接触者と考えられる。

- (2) 児童生徒または教員の感染疑い、また、濃厚接触者となり、検査を受けると連絡があった場合には、2週間分の健康状況（発熱や呼吸器症状）、マスク着用の有無、行動歴を把握し、速やかに保健所の調査の協力ができるように準備する。
- (3) 濃厚接触者が特定され出席停止の措置が行われ、校内の消毒が完了した際には、速やかに学校を再開する(学校全体の臨時休業は概ね3日を想定)。出席停止の期間は、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は最後に感染者と接触した日の翌日から2週間とする。
- (4) 校内の消毒は、保健所の指示を受け、学校医、学校薬剤師に相談の上、該当者の教室、使用したトイレ、児童生徒がよく手を触れる所（水道、手すり、使用物品等）をエタノール等をひたした雑巾等を使って、学校の職員等が実施する。その際には、使い捨て手袋、マスク、ビニールエプロンを着用の上実施することが望ましい。

○一地域に感染者が増加した場合の対応

各校の設置者は、該当保健所だけでなく、県教育委員会に相談し、地域全体の学校運営について判断をする。

- * 相談を受けた県教育委員会は、県健康医療福祉部、衛生科学センター、防災部局等と連携し地域全体の感染状況等を把握したうえで、各校の設置者の相談に応じるものとする。